

## 平成21年度における定期監査結果に関する大阪府知事からの措置通知

指摘事項に対する措置  
(普通財産の管理について)

監査対象機関名	府民文化部（都市魅力創造局文化課）
監査実施年月日	平成21年6月1日から同年7月9日まで
監査の結果	措置の状況
府民文化部文化課が普通財産として管理する土地について、府有財産使用貸借契約等所定の契約手続なく隣接自治会に対し使用を認めているものがあった。	本件土地については、その管理の是正を図るため、地元自治会と協議・調整を行ってきた。 今般、地元自治会の土地使用目的に応じ賃貸借することで協議が整い、平成26年4月1日付けで「府有財産賃貸借契約書」を締結するに至った。 今後は、本契約に基づき、本件土地を適正に賃貸借していく。